

## 仙台市水道局検針・収納・開閉栓等業務委託プロポーザル方式実施要領

(令和2年5月21日管理者決裁)

### (趣旨)

第1条 この要領は、仙台市水道局検針・収納・開閉栓等業務（以下「料金徴収等業務」という。）の委託契約が、その性質又は目的が競争入札に適さないことから、契約候補者をプロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により決定するための手続に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委託業務の範囲)

第2条 料金徴収等業務の委託範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 窓口業務
- (2) データ入力業務
- (3) 水道メーター検針業務
- (4) 検針データ内容審査・確定業務及び調定業務
- (5) 水道開栓・閉栓等業務
- (6) 現場精算業務
- (7) 水道料金等の収納業務(未納整理業務)
- (8) 水道料金等の減免業務(南地区のみ)
- (9) 水道料金等の口座振替業務(南地区のみ)
- (10) 水道料金等の請求・納入消込・還付業務(南地区のみ)
- (11) 災害時給水栓点検等業務
- (12) 破産調査(南地区のみ)
- (13) クレジットカード払い決済業務(南地区のみ)
- (14) 遅延損害金請求業務(南地区のみ)
- (15) その他業務
- (16) 第1号から前号までに附帯する各種業務

### (プロポーザルの審査機関)

第3条 料金徴収等業務委託プロポーザル実施のため、仙台市水道局検針・収納・開閉栓等業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

- 2 選定委員会は、仙台市水道局検針・収納・開閉栓等業務委託業者選定委員会設置要綱（以下「要綱」という。）に従い、プロポーザル審査に係る事務を行う。
- 3 選定委員会の審査期間は、料金徴収等業務受託候補事業者（以下「受託候補事業者」という。）を決定した時点までとする。

### (プロポーザルの参加募集等)

第4条 水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、掲示及びインターネットで閲覧に供する方法により、プロポーザルに参加する事業者を募集する。

### (プロポーザルの参加資格 (公募条件))

第5条 プロポーザルの参加資格者は、次に掲げる資格を有する者でなければならない。

- (1) 対象業務に対応する業種について、仙台市水道局契約規程（昭和39年仙台市水道局規程第17号。以下「契約規程」という。）第4条に規定する一般競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成4年8月26日管理者決裁）第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 仙台市水道局入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日管理者決裁）別表各号に掲げる要件に該当しない者であること。
- (6) 第2条に規定する検針業務について、過去5年以内に1契約による水道メーター検針対象箇所数が10万箇所以上である業務を3年間以上適正に履行した実績を有すること。
- (7) 第2条に規定する収納業務（未納整理業務）について、過去5年以内に1契約による給水人口20万人以上である業務を1年間以上適正に履行した実績を有すること。

### (プロポーザルの参加申請及び審査)

第6条 プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加申請者」という。）は、公募型プロポーザル方式参加申請書（以下「参加申請書」という。）（第1号様式）と会社概要（会社のパンフレット等）を所定の期限までに管理者に提出し、プロポーザル参加資格にかかる公募条件を満たしているか否かについての審査を受けなければならない。

- 2 管理者は、第5条の審査を行うにあたって必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 3 参加申請者は、管理者に対し、参加申請書及び前項に規定する書類を郵送（配達記録が残るものに限る。）により提出しなければならない。

### (参加申請者への通知)

第7条 管理者は、資格審査の結果、プロポーザルへの参加資格を有すると認められる事業者（以下「参加事業者」という。）に対し、プロポーザル方式参加通知書（以下「参加通知書」という。）（第2号様式）を送付し、プロポーザルへの参加を要請する。

- 2 管理者は、参加事業者に対し、参加通知書の送付と併せ、料金徴収等業務委託プロポーザル方式実施要領（以下「実施要領」という。）及び次に掲げる項目を明記した料金徴収等業務委託プロポーザル方式実施説明書（以下「実施説明書」という。）を交付する。
  - (1) プロポーザルの目的

- (2) 委託の期間及び契約等に関する事項
- (3) 委託金額の上限
- (4) 業務提案書の提出方法等
- (5) プロポーザルに係るヒアリング等
- (6) プロポーザルの選定方法及び評価基準に関する事項
- (7) 受託候補事業者の選定結果の通知
- (8) 非決定理由の説明要求等
- (9) 委託業務の内容
- (10) その他の必要な事項

3 管理者は、資格審査の結果、参加申請者がプロポーザル参加資格を有しないと認められる場合は、プロポーザル方式参加資格審査結果通知書（第3号様式）の送付をもって、プロポーザルへの参加資格を認めない旨を通知する。

#### （プロポーザル）

第8条 参加事業者は、実施要領及び実施説明書に従い、次に掲げる項目について、業務提案書及び各資料を作成し、管理者に提出しなければならない。ただし、提案書及び各資料には会社名を記載しない。

- (1) 財務状況（令和元年度決算貸借対照表及び損益計算書）
- (2) 業務体制及び業務執行計画
- (3) 業務ノウハウの維持向上に関する企画及び技術提案
- (4) 窓口業務に関する企画及び技術提案
- (5) データ入力業務に関する企画及び技術提案
- (6) 水道メーター検針、計量及び調定補助業務に関する企画及び技術提案
- (7) 水道開栓・閉栓等業務及び現場精算業務に関する企画及び技術提案
- (8) 収納業務（未納整理業務）に関する企画及び技術提案
- (9) 個人情報保護及び法令遵守に関する企画及び技術提案
- (10) 防災、災害及び緊急時対策等危機管理に関する企画及び技術提案
- (11) お客さまサービス向上のための企画及び技術提案
- (12) 災害時給水栓点検業務に関する企画及び技術提案
- (13) 減免業務に関する企画及び技術提案（南地区のみ）
- (14) 口座振替業務に関する企画及び技術提案（南地区のみ）
- (15) クレジットカード払い決済業務に関する企画及び技術提案（南地区のみ）
- (16) 遅延損害金業務に関する企画及び技術提案（南地区のみ）
- (17) 請求・納入消込・還付業務に関する企画及び技術提案（南地区のみ）
- (18) 受託見積金額及び見積内訳
- (19) 希望する受託地区

2 管理者は、参加通知書送付後、参加事業者に対し、随時、料金徴収等業務委託概要書等の業務提案書作成に必要な資料等を貸与する。ただし、参加事業者はプロポーザ

ル終了後、これらの資料等を速やかに管理者へ返還しなければならない。

- 3 プロポーザルに係る貸与資料の貸出場所及び各書類の提出場所は、仙台市太白区南大野田29番地の1 仙台市水道局本庁舎1階水道局総務部営業課とする。
- 4 業務提案書等は、実施説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。
- 5 業務提案書等は、原則として日本語によるA4版サイズの書類及びPDF形式のデータとし、所定の表紙（第4号様式）、目次及び頁番号を付け、参加事業者の持参又は郵送（配達記録が残るものに限る。）により提出しなければならない。

#### （質問の受付）

第9条 管理者は、参加事業者から業務提案書作成等に係る質問を書面のみをもって受付ける。

- 2 業務提案書作成等に係る質問書は、実施説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。
- 3 業務提案書作成等に係る質問書の提出方法は、電子メールとする。
- 4 管理者は、参加事業者から第1項に規定する質問を受付けた場合、原則として質問者へのみ速やかに回答する。ただし、回答により質問者のみが著しく有利になると管理者が判断した場合は、その質問と回答を全ての参加事業者に送付する。

#### （プロポーザルの途中辞退）

第10条 参加事業者は、申出により何時でもプロポーザルの参加を辞退することができる。

- 2 プロポーザル辞退の申出は、プロポーザル方式参加辞退届（以下「参加辞退届」という。）（第5号様式）を管理者あてに提出する方法により行うものとする。
- 3 参加辞退届の提出方法は、ファックスとする。

#### （プロポーザルの審査及び評価基準）

第11条 選定委員会は、参加事業者に対し、提案書の内容等に関するヒアリングを行った後、参加事業者から提出された業務提案等を料金徴収等業務委託プロポーザル評価基準に基づき審査する。

- 2 プロポーザルの審査は、主に業務に対する基本的な考え方（理解度、説明能力、意欲）、実施体制（実施手順の妥当性、社員配置の妥当性）、業務提案書の的確性、表現力及び独創性、提案内容の根拠及び解析力等を基準として評価する。

#### （プロポーザルの第一次審査）

第12条 選定委員会は、参加事業者の業務提案内容を、参加応募した地区ごとに評価基準に基づき評価、採点する。ただし、得点が第1順位の得点の6割未満の場合は、提案内容及び技術力等に相当の差があると判断し、その参加事業者は第13条の第二次審査から除外する。また、提出された財務状況から、選定委員の半数以上の者が受託業務の遂行に疑義があると判断した場合、外部の専門家に貸借対照表と損益計算書の確認を依頼する。外部の専門家からも受託業務の遂行に疑義があると判定された場合は、

その参加事業者は第13条の第二次審査から除外する。

#### (プロポーザルの第二次審査)

第13条 選定委員会は、プロポーザルの第一次審査による得点を受託見積金額で除する方法により、各参加事業者それぞれの評価点を参加応募した地区ごとに算出し、評価点が高い者を受託候補事業者として選定する。評価点が最も高い参加事業者が二社以上ある時は、次の順に受託候補事業者を選定する。

- (1) 同地区を現在受託している事業者
- (2) 別地区を現在受託している事業者
- (3) 第一次審査による得点が高い事業者
- (4) 第一次審査による得点のうち「収納業務（未納整理業務）」の得点が高い事業者

#### (プロポーザルの審査報告)

第14条 選定委員会は、プロポーザルの審査結果を事務事項審査委員会に報告する。

#### (受託候補事業者の決定及び通知)

第15条 事務事項審査委員会は、選定委員会からの審査結果の報告を基に、受託候補事業者の選定に関する事項を審査する。

- 2 管理者は、受託候補事業者に選定された参加事業者に対し、速やかに受託候補事業者の決定を行い、プロポーザル方式選定結果通知書（第6号様式）により受託候補事業者に決定した旨を通知する。

#### (非選定結果の通知)

第16条 管理者は、受託候補事業者に選定されなかった参加事業者に対し、速やかにプロポーザル方式非選定結果通知書（第7号様式）により決定されなかった旨を参加事業者に通知する。

#### (非選定理由の説明請求に関する回答)

第17条 管理者は、非選定とされた参加事業者から非選定の理由について説明を要求された場合に限り、その者についてのみ非選定の理由を書面により、速やかに回答しなければならない。

- 2 前項の要求は、実施説明書に定める期限までに、書面をもって管理者に対して行うことができる。
- 3 非選定の理由に係る説明要求書の提出方法は、ファックスとする。

#### (委託契約)

第18条 管理者は、契約規程に基づき、受託候補事業者に決定した者と水道局業務委託契約を締結する。

- 2 料金徴収等業務委託の条件等は、実施説明書及び業務提案書に基づき、受託候補事業者と協議のうえで定めるものとする。
- 3 受託事業者は、円滑に受託業務を行うことができるように自らの責任において準備

を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。ただし、受託者から協議を受けた場合で管理者が必要と認める場合は、委託者が経費を負担することができる。

#### (委託契約期間)

第19条 料金徴収等業務委託の受託事業者との契約期間は、契約の日から令和8年3月31日までとする。

#### (契約保証金)

第20条 契約保証金の額は、契約金額の50分の1以上とする。

#### (提案に瑕疵がある場合)

第21条 プロポーザルにおいて、参加事業者の提出書類若しくは提出期限又は申告内容等に瑕疵があることが判明した場合は、その瑕疵について選定委員会で審議のうえ、参加事業者の取扱いについて決定を行う。

2 選定委員会は、必要に応じて前項の瑕疵について参加事業者に個別にヒアリングを行うことができるものとする。

3 管理者は、参加事業者の瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なう恐れがあると認める場合は、受託候補事業者の選定につき既に決定した事項を取り消すことができる。

#### (失格条件)

第22条 参加事業者又は受託候補事業者に、次に掲げる事由が生じた場合は、プロポーザルの参加資格又は受託候補事業者の決定を取り消す。

- (1) 委託契約締結以前に第5条に掲げる資格を喪失した場合
- (2) 業務提案書作成に係る不正行為が認められた場合

#### (次順位者の繰り上げ)

第23条 管理者は、受託候補事業者に委託契約を履行することができない何らかの事由が発生した場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加事業者のうち、評価等が上位であった者から順に業務委託についての交渉を行うことができるものとする。

#### (事務の委任)

第24条 管理者は、プロポーザルに係る一切の事務について、営業課長に委任することができる。

#### (事務局)

第25条 プロポーザルにおける参加事業者等との連絡調整に係る事務局は、総務部営業課に置く。

#### (プロポーザルの公表)

第26条 プロポーザルの審査結果は、受託候補事業者決定後速やかに公表する。

2 前項の公表は、掲示及びインターネットを利用し閲覧に供する方法により行う。

**(新型コロナウイルス感染症の対策)**

第27条 プロポーザルに必要な書類の授受・審査その他理由にかかわらず、宮城県外の者の来庁を認めない。ただし、参加事業者から提案書の内容等に関するヒアリングに宮城県外の者の参加について協議を受けた場合で管理者が必要と認める場合は、テレビ電話等遠隔地からのヒアリングを行うことができるものとする。

2 管理者は、宮城県に緊急事態宣言が発令され、プロポーザルの継続が困難であると認めた場合、プロポーザルを中止することができる。

**附 則**

**(施行期日)**

1 この要領は、令和2年6月1日から施行する。

**(要領の廃止)**

2 この要領は、受託候補事業者と契約を締結した時点で廃止する。